

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による 災害関係保証(保証協会)の取り扱いについて

中小企業庁は、3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害」に指定されたことを受け、被災中小企業者対策として、「災害関係保証」等の資金繰り支援策を講じた。

「災害関係保証」は、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証を行うもので、東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者が利用可能となる。

なお、今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」とされた。

記

1. 災害関係保証の制度概要

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、信用保証協会が別枠で保証を行う。
(東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者が対象。)

2. 制度内容

① 保証限度

- 無担保8千万円、最大2億8千万円
- ・一般保証と別枠。セーフティネット保証と同枠。
- ・融資額の全額を保証。
- ・8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。

②保証料率

各信用保証協会所定のため、各協会へ確認。

③資金用途

事業再建資金

④保証期間

各信用保証協会と個別に相談。

⑤保証人

原則不要（代表者保証は必要。）

3. 制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者が利用可能。原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要(写しで可)。

ただし、災害救助法適用地域※においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後(保証申込や融資実行後を含む)提出も可。

※(厚生労働省ホームページ等をご参照ください。)

上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能。
例)本店所在地が大阪市の企業で、被災地にある工場等が直接的な被害を受けた場合には、大阪市信用保証協会を利用することが可能。

4. 申し込み先

各信用保証協会